

## 千葉地方裁判所委員会（第19回）議事概要

### 千葉地方裁判所委員会

#### 1 日 時

平成19年11月6日（火）午後1時15分から午後3時40分まで

#### 2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

#### 3 出席者

##### 【委員】

（1号委員 8人）

青木佐登志（千葉テレビ）、小澤正秀（茂原商工会議所）、杉田百合美（浦安市婦人の会）、高田廣（千葉銀行）、長崎修一（日本放送協会）、永妻能成（千葉県庁）、前田宏子（調停委員）、依田桂子（千葉市）

（2号委員 2人）

生稲めぐみ（弁護士）、大原明保（弁護士）

（3号委員 1人）

山下隆志（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

中山隆夫（千葉地裁所長）、小磯武男（千葉地裁民事部総括判事）

（オブザーバー 6人）

栃木力（千葉地裁刑事部総括判事）、荒木樹（千葉地検検事）、島本恭子（千葉地検検事）、鶴見泰（弁護士）、高橋勲（日本司法支援センター千葉地方事務所長）、色川清（日本司法支援センター千葉地方事務所副所長）

##### 【運営委員会構成員】

古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）、柴野正博（千葉地裁民事部首席書記官）、赤坂清貴（千葉地裁刑事部首席書記官）、西澤光男（千葉地裁事務局長）、継田剛史（千葉地裁総務課長）、宮澤康弘（千葉地裁総務課課長補佐）

##### 【庶務担当者】

鹿野直人（千葉地裁総務課専門官）

#### 4 議 事

- (1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は、別紙1のとおり】
- (2) 新委員の紹介
- (3) 地方裁判所委員会の概要説明【発言要旨は、別紙2のとおり】
- (4) 意見交換【発言要旨は、別紙3のとおり】

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

テーマ3「日本司法支援センター千葉地方事務所の運営状況等について」

(5) 千葉地方裁判所委員会（第23回）の開催について

ア 意見交換テーマ【発言要旨は、別紙4のとおり】

【了承事項】

第23回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」、「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」、「DV防止法の観点について」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第23回の当委員会の開催日を平成20年3月4日（火）午後1時15分から午後3時30分までとする。

(6) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成19年10月10日現在）

(4) 参考資料

ア 別冊ファイル（裁判員模擬裁判配布資料等）

イ 日本司法支援センター千葉地方事務所（青色封筒）

法テラス業務内容について

日本司法支援センター千葉地方事務所ニュース（第3号）

情報提供業務実績

「法テラス」パンフレット（2種類）

ウ 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（平成19年7月）

エ 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第2回）の概要

オ 裁判所データブック2007

カ 司法の窓（Vol. 71）

以上

(別紙 1)

(1) 開会のあいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げます。

10月22日、23日及び24日の3日間にわたり実施した裁判员模擬裁判には、御多忙中にもかかわらず、傍聴いただき心から感謝を申し上げます。

次回の裁判员模擬裁判は、来年2月25日、26日及び27日の3日間にわたり実施を予定しているので、今回と同様に、各委員におかれては、万障お繰り合わせの上、できる限り傍聴をしていただき、前回の模擬裁判とどのように変わったか、国民がわかりやすい審理になっているかなどについて、次回の委員会で御意見を伺いたいと思っている。

以上

(3) 地裁委員会の概要説明

新たに委員となられた方も多いので、地方裁判所委員会について御説明したい。

地方裁判所委員会規則というものが最高裁判所規則として平成15年に制定されているが、当時、私は、最高裁判所総務局長をしており、制定に関わった。千葉もゆかりがあり、この規則を制定する際に、一般規則制定諮問委員会に諮問し、議論していただいたが、その委員会の委員の一人に、鶴岡千葉市長がいらした。従って、鶴岡市長もこの地裁委員会の生みの親の一人である。また、同規則の3条に、委員は15人以内とあるが、現在、千葉地方裁判所委員会委員は14人であり、残りの1人につき、マスコミ関係者を中心に検討しているところである。任期は2年となっている。さらに、日弁連から出されている「自由と正義」に、「裁判所委員会の誕生・運営にかかわって」という題でまとめという意味から寄稿している。昭和25年から、家庭裁判所委員会というものが発足したが、当時は、家庭裁判所ができたばかりで、国民の間にきちんと定着し、国民の裁判所として機能していくためにはどうしたらよいかということを経験していただくことを目的としているが、実際に同委員会がどう機能したかということ、非常に委員の人数が多く、とても議論できる場ではない、本来であれば、裁判所と委員の方々と双方向の議論がされなければならないが、一方的な説明に終始していた。もう一つは、委員の方々が所属する企業や団体等のトップの方々ばかりだということで、皆さんのスケジュールが合わない。そのようなことで、1年に1回開くかどうかということで、有名無実化してしまった。平成8年、9年には、もう家庭裁判所委員会はやめようということにもなった。そういう中で、平成10年、11年から、司法制度改革というものが始まったが、その中で、裁判所の運営、法曹全体の運営について、一般の方々の意見を聞く必要があるのではということが問い質されてきたわけである。そこで、最高裁では、「あすの裁判所を考える懇談会」というものが、平成14年に事務総長の元ででき、そこに有識者に入っただき、どの程度双方向の議論ができるかを始めてみた。その1年間の蓄積の基に、地家裁レベルでも考えてみた方がいいだろうということになり、地裁委員会が作られたものである。そういう意味では、今までと違い、委員の方々もトップではなく、第一線で意見を持って活躍されている方になっていただくことになった。人数も、それまでの30人ということではなくて、15人以下にしようということになったものである。そして、双方向の議論を確保していこうということであるが、その際に大事なことで、地裁委員会の目的であるが、今回の司法制度改革というものは、裁判官、検察官、弁護士、その事務所、裁判所職員というものに対するアンチテーゼという面があったことは否定できないであろうと、社会が動いていく中で、法曹は、時代が求める司法を実現してきたであろうかという自問を寄せざるを得ない。司法制度改革が議論される中で、法曹は、法曹界の中だけで解決しようとしていないか、法律の専門家ということにあぐらをかき、時代の要請をきちんと見据えてきたかという思いを抱かざるを得ない。司法

制度改革は、このような問題を私たちに突き付けたものである。そのような目で見るとき、裁判所委員会は、むしろこちら側に法曹三者が座り、裁判所の運営のみならず、検察官、検察庁、弁護士会の有り様、あるいは、法曹に対する意見を聴取する場として活用されるべきではないか。要すれば、裁判所委員会は、裁判所を含む法曹三者が国民と双方向の意見交換を行い、社会において、裁判所や司法が果たしている役割、今後果たしていくべき役割について、国民と共に考えていく契機となることが期待されるものであると書いているわけであるが、これが当時議論されていた本来の目的である。こういうところを踏まえていただきたい。しかし、全国の裁判所委員会がどうかというと、概ね安定的に軌道に乗ってきたと考えられるが、活発な議論ができるテーマ選定に苦慮しており、裁判員制度をテーマとしたが、制度趣旨や導入意義について、理解を得ることが容易ではなく、裁判所側の説明が長くなりがちで、意見交換不足であり、協議内容は、裁判所から提示されたものに対する感想がほとんどで、委員同士の協議にまでは至っていない。とする意見があるほか、地家裁で実現できることを超えた意見がある。それらの取扱いに苦慮するという声もある。前者は、双方向の議論が必ずしも十分に行われていないことを示すものであり、後者は、裁判所で実現可能なことの率直な説明や適切なフィードバックが行われていないことの表れだと思われる。千葉も同じような問題を抱えていることは認めなければいけない。しかしながら、そういう中であって、活発な議論をしていると自負している。先程、新委員の方々から、自分は素人だからということ言われていたが、むしろ素人の目を見て、意見を述べていただきたい。委員の皆様におかれては、よろしくお願ひしたい。何か質問はあるか。

委員会規則の第1条に目的として、地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるためとあるが、所長の見解として、委員に任命されてから、私も「自由と正義」を読んだが、ここに「もとより裁判所の運営についての様々な立場から協議し」と一応は押さえているが、「むしろこちら側に法曹三者が座り、裁判所の運営のみならず、検察庁、弁護士会の有りよう、あるいは、法曹の在り方に対する意見を聴取する場として活用されるべきではないか。」とあるが、これは、拡大解釈過ぎるのではないか。

このように書いたのは、その時の議論を踏まえて書いたものであって、その寄稿の注にも書いてあるが、そういうようなことは、明確には書かれていないこともあるが、裏の幹事会などでの議論を、このようにすべてお出ししておくということを書いたものである。

議論はあったと思うが、地方裁判所委員会規則第1条に「地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため」と既に成文化されたものがあるのであるから、その解釈ははみ出しているのではないか。

それは、一つの解釈の相違かと思う。

そこまで解釈できないでしょう。法曹三者を対象にするなどどこから読めるのか。

こういう立法者意思の下に作られたものである。地方裁判所の運営にというのは、法曹三者を代表してというように私は理解している。

検察庁、弁護士会の有り様というのは、どこに議論するとあるのか。

裁判所が代表してということである。

そうじゃないでしょう。ここに書かれていることは。

そこのところを議論してもしょうがありませんから、また別の機会に聞いていただきたい。

目的がわからなければ、この委員会の進め方もわからない。

これは行き過ぎだなというテーマの設定とか、そういったときにお話しただければよいのではないか。私自身は、そういうことで理解しているということである。

以 上

(別紙3)

(4) 意見交換

( :委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

(今回の模擬裁判対象事件の概要等)

被告人は、愛人関係にあった被害者と口論の末、被害者の右腰背部及び右胸部を包丁で突き刺し、肝損傷により失血死させて殺害したとされる殺人被告事件であり、争点は、殺意の有無、正当防衛の成否である。

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

裁判員制度が始まるまでに、1年半ということになるが、平成16年5月28日に法律が公布された。公布された法律には、5年以内に施行することになっているが、そういう意味で5月28日を施行日考えると、あと1年と204日ということになる。そこで、千葉地裁では、積極的に裁判員の模擬選任手続、模擬評議、模擬裁判を行っている。10月22日、23日、24日の3日間、裁判員模擬裁判を行ったが、各委員が傍聴に来ていただき感謝申し上げます。とりわけ、高田委員、前田委員、杉田委員におかれては、全日程傍聴していただいた。深く感謝申し上げます。これを前提に、今から意見交換を行うが、本日は、この模擬裁判に関わった栃木裁判長、島本検察官、荒木検察官、鶴見弁護士に出席いただいているので、率直なところをお話しいただきたい。生稲委員におかれては、弁護士会を代表されて、いろいろ意見を集められているかもしれないので、その辺のところを言っていただければと思う。初めて模擬模擬裁判を傍聴された委員に伺うが、裁判員制度が始まったときに、一般国民が参加してこれのできるかどうか感想を伺いたい。

全部を傍聴したが、私自身も非常に疲れた。裁判員に選ばれた方は、すごく負担であったかと思う。3日間という限られた余裕のない時間の中で、判決まで出すにはどうしたらよいか工夫をすべきである。傍聴していてわからなかったのが、検察官側と弁護士側が証拠を出すのが、例えば血中アルコール濃度が3というのはどういうことか聞きたくても聞くことができないのかと思った。量刑の判断については、評議のときに「相場」という言葉が出ていたが、難しいと思った。

3日間というのは、裁判員にとっても大事な時間であるので、もっと効率的にできないのかと思う。また、疲れと思う。子育ての支援などに目を向け、参加しやすい環境作りが必要だと感じた。また、裁判員に選ばれなかった候補者の人達は、3日間の都合を付けて来ているのだから、そういうことも考える必要があると思う。

次に、証拠を整理し、争点を絞って審理計画を立てる公判前整理手続を傍聴された感想について聞くが、その前に裁判官役、検察官役及び弁護士役は、今回どういうところ工夫し、重視したのか。

裁判員の方が見て聞いてそれだけで理解してもらうことを目標に考えた。争点を

明確にするために争点整理表を作成し、それを審理のナビゲーター役として裁判員に見てもらった。そのために、検察官及び弁護人には、犯罪事実の存否、量刑判断に必要な事実に絞ってほしいとお願いした。争点整理表を作ったことによって、わかりやすい審理につながったかどうか後ほど委員の御意見を伺いたい。また、法律用語がわかりづらいので、今回は、正当防衛をいかにわかりやすく説明するかを心掛けた。裁判所は、裁判員に対し、こういう形で説明することを明らかにし、当事者はその説明の仕方に沿って、当事者もその言葉を使って、その枠組みの中で主張してほしいということをお願いした。そして、正当防衛の説明試案を作成し、難しい法律言葉は使わずに、法律を知らない方でも理解できるようにするためにはどうしたらよいかを考えた。証拠調べについては、見て聞いてわかるように、書証の全文朗読をやってみた。鑑定書や実況見分調書は、全文朗読はかえってわかりづらいので、必要な部分だけをわかりやすい言葉で説明してもらった。これらについても、わかりやすい審理に繋がったかどうか、後ほど御意見を伺いたい。その関係で、検察官は被告人を取り調べて供述調書を作成しているが、それを全文朗読をすると時間がかかるので、法廷での被告人質問を重点に行った。その後、被告人の供述調書を証拠採用し、全文朗読をしてもらったが、被告人質問と全文朗読とどちらがわかりやすかったか御意見を伺いたい。とにかく目で見て、耳で聞いてわかる裁判の実現ということを念頭に行ったものである。

検察官が立証しようとすることを、証明予定事実という書面で明らかにするとともに、どういう証拠を提出するか、どういう方向で取り調べるかということを検討した。3日間という中で、必要かつ十分な立証ができるように立証で必要な限りで証拠を絞った。実況見分調書や鑑定書などは、立証に必要な限度で部分的にわかりやすい言葉で説明するということを申し上げ、証拠請求をした。また、人体をわかりやすく説明するため報告書にした。遺族の方の調書があったが、証拠請求をすることも考えたが、遺族の気持ちや被害者の生前の生活態度につき、裁判員に気持ちが届くように遺族を証人として取調べ立証した。

裁判所からの要望で、検察官の主張に対し、これは合っている、合っていないという形で争点がわかりやすくなるように弁護側の認否を行った。今回の事件は、密室での事件であることから、被告人が言っていることを前提に立証方針を立てた。公判前整理手続の中で、当日に裁判員の方に質問する質問票というものがあるが、これに対する意見を裁判所から求められたが、今回、正当防衛が問題となる事件であったので、身を守るための防衛、暴力は許されるか、許されないかという質問を入れてもらった。証拠に関しては、被告人も被害者から暴力を受けており、検察官から開示された被告人の診断書について、わかるものだけを抜き出して法廷で読み上げて、聞いただけでわかるものを作り、報告書という形で提出した。弁護方針は、密室の犯罪で、被告人の言い分がどうかということが強く争われると思ったので、現場での再現を含めて法廷で明らかにすることを考えた。

法曹三者から、今回どういうところに注意して、目標にして公判前整理手続を実施したかについて話があったが、一般人から見て、今回の事件の争点がわかったと思うか。

争点整理表が作成されていたが、わかりやすかったと思う。

素人に聞いているだけで判断しろというのは困ると思う。司法の世界は、一般市民から遠く、法律の条文は、カタカナで書かれていたりして、字は読めるが、法律の内容を理解していない一般国民がいきなり裁判員になって大丈夫かと傍聴をしていて思った。慎重な対応が必要だと感じた。今回の事件は、何が争われているかということとはわかった。

県内有権者は約485万人、うち職業に就いているのが約290万人である。主婦層が約98万人、70歳以上の方が約71万人、フリーターや学生が約24万人となっている。今後、裁判員制度が始まると確率論的には、この就業者等の割合に応じた候補者名簿ができることになる。現在、裁判所は、模擬裁判用の候補者名簿を作成しているが、この就業者等の割合に近付くよう県内の企業等を訪問し、従業員名簿の提供を依頼し、候補者名簿を作成しているものである。そうすると、模擬裁判で3日間呼び出されるということになるといろいろな辞退理由が出てくる。実際では、もっといろいろな理由が出てくると思われる。また、1日だけの模擬裁判であれば50人呼んで何人来るか、3日のものなら50人呼んで何人来るかということを検証している。さらには、理由なし不選任者数を考慮して本番では何人呼ぶ必要があるかという現在のところは手探り状態でもある。

今回は、裁判員候補者の待ち時間は御自由にどうぞという形にしたが、このようにすることはどうか。

病院に行く待ち時間があるが、病院では携帯電話を貸してくれて、診察の5分前になると呼出をしてくれる。患者にしてみれば、自分の診察の番が来るまで自由にできていいと思う。

裁判所でも携帯電話を貸してもらえれば、ほかの所にも行けるし、候補者もスケジュールがわかりやすいと思う。

今回は、書記官室の方で工夫し、今何番の人が面接をしているのか扉に表示した。

飛躍するが、どうしても3日間でやらないといけないとなると、簡易でやってしまうとうことが気になる。小手先でやらないようにしなければいけないと思う。

検察官と弁護人が、この事件を見たときに、こういう事件であるということをごんな角度から見ても言えるようでないと、公判前整理手続でも争点に沿ったものになるのか、また、裁判員に話を聞いているうちに違う争点が出てくることもある。今回は、正当防衛が主張されたが、例えば、何も争いのない事件であるから量刑で勝負しようとなったときに、裁判員の方から、こんなふうに暴力を受けているのだから正当防衛ではないかと言われたときに、審理計画は崩れることになる。そういった場合、どう考えていくかということとはとても難しいことである。それでこう決まっているからといことになる、ある程度でいいじゃないかということになって、それが本当の裁判なのかということにも繋がってくるものである。

候補者として呼ばれる方は仕事があるが、予備日も含めて裁判のスケジュールは明示されるのか。

余裕を持った形で予備日も合わせてお知らせできると思う。また、3日間といっても連続ではなくて、例えば月曜、水曜とやって裁判員から出た質問に答えるため

に木曜日に期日間準備手続を行い、次週の月曜日に裁判を開くなどということも考えられる。

選任手続の個別の面接について、質問が長い人と短い人がいるが、何人かでやってはどうか。

東京地裁では、集団で面接を行ったが、それをやると理由なし不選任の資料が集まらないので、問題があると聞いている。ただし、工夫をすれば何とかできるかもしれない。

時間をずらして呼び出すことはできないのか。例えば、5人ずつ呼出時間をずらすことはできないか。

同じ時間で全員を呼び出しているのは、選任手続の説明や質問票に回答してもらうために同じ説明が必要であるからである。

説明する人が一人必要となるが、数人ずつ時間をずらして呼び出して、その都度説明を行えば、来る人には負担が少ないと思う。

時間をずらして呼び出した場合、対応する書記官の人数も増やさなければならず、今後の検討課題である。

説明は、ビデオなどを見せる形でも可能ではないかと思う。

模擬裁判で、時間をずらして呼び出すということをやってみるのもいいかもしれない。

5人呼び出して、5人とも来なかったらどうするのかということもある。

候補者の中には、遠方の方もおり、時間をずらせば来れるという人もいる。千葉の地域性を考慮してはどうか。

呼出の仕方は、各裁判所で違うのか。全国的にやり方を統一した方がよいのではないか。

各裁判所での工夫になると思われるが、ある裁判所ではこうしているのに、この裁判所ではそうしていないということになると、問題になると思われるので、大きなところではどこの裁判所でも同じということにはなると思われる。今のうちに、遠方の方は、時間をずらして呼び出し、説明などは、ビデオを製作して流すことを試みるなどの工夫をして、裁判所内の市民権を獲得すれば全国的なものにもなるかもしれない。

今回の模擬裁判の証拠調べを見て、理解できたか。

公判前整理手続において、写真などを出すとか出さないとかということをやっている、その上で公判を見たが、よくわかった。検察側の質問が何を立証したいのかよくわかった。また、被告人も自分の答えが揚げ足をとられないようしているということもよくわかった。弁護士の質問は、証拠をたくさん持ってなくて、検察官に比べると頼りないと思った。

証拠調べを見ていて、パフォーマンス過ぎたところはなかったか。

特になかった。

冒頭陳述、論告、弁論において、検察官と弁護人がパワーポイントを使用しているが、その様子を見てどうであったか。

女性の検察官がきびきびと説明し、わかりやすかった。

わかりやすかった。自分も以前に裁判員役を経験して結構大変な思いをしたが、書証の朗読よりも、証人などの肉声を聞いた方が理解しやすいと思う。今回の模擬裁判は、密室でのことなので難しかったと思うが、人体図などの証拠関係がわかりやすかった。

今後、法曹三者で自白事件を題材として、全部書証でやったときに、裁判員に理解してもらえるか、それが難しいということになれば、検察官は、人証を中心に請求しなければならない。この辺の検証もしなければいけない。

評議はどうであったか。

裁判官が裁判員に意見を押しつけるということにはなかった。裁判長と二人の裁判官は、裁判員の質問によく答え、説明もしていた。裁判員もわかりやすかったと思う。

正当防衛について、素人は、定義付けをしてもらわないとわからないと思うので、今回はそれが説明されていてわかりやすかった。法律用語の定義付けや意義付けは必要と思われる。

検察官の証明予定事実は、乙3号証の被告人の供述調書に記載された内容の流れとは違っていたと思う。弁護人としては、検察官の立証予定がわからないままで、検察の関係で、本来、鑑定医の証人申請がなされるべきものがなかった。また、模擬選任手続については、ニューヨーク州の裁判所における裁判を傍聴したが、全員に辞退理由がある人はいないかと聞いて、手を挙げた人を先に一人ずつ部屋に入れ、理由あり不選任の資料を集めていた。

私も3日間傍聴した。委員辞令と一緒に模擬裁判のお知らせもきて、慌てて予定を入れて、3日間傍聴したが、そこに昼食懇談会形式の委員会という意味不明な言葉があったので、これは何かよくわからなかった。今日、初めて16、17、18回の委員会をやったとわかり、そういう案内だったのか不明瞭である。後で質問させてもらう。それとは別に、9月25日になって、10月2日の公判前整理手続から傍聴していただきたいとの案内があり、この日では予定を入れるのは無理である。それで3日間通して傍聴させてもらったが、今回の裁判員役の人で、もう一度やってみたいという人がいたのは成功だと思う。ただ、模擬裁判であるにもかかわらず、判決宣告の時間が4時が4時半、4時半が5時過ぎてという模擬裁判でこんなにスケジュールがずれるのでは、この先一体どうなるのかと感じた。三者の準備態勢を見たが、弁護士が遅れをとっていることには目を覆いたい。内容的には、相当練られた題材であり、構成要件的故意、殺意はなかったと言っていたので、あるいは責任といった違法性阻却事由の認識とかの言葉をどうアピールするのか、そこが争点になったらどうなるのかと思い、半分期待していたが、ところがそこがまったく争点にしないで決着が付いたということで、何でそうなるのか、事実認定のところで、自分で包丁を抜いたと認定しているが、聞き間違いかと思い、今日、判決書を見たらそうなっている。このような認定になっていながらどうして誤想防衛が争点になっていかないのかちょっと疑問に感じた。

公判前整理手続で争点等をすべて確立していく今のしくみだと誤想防衛ではないかということが出てきた時に対応できないように思われる。その点をどうやって対

応していかなければならないか考えていかなければならない。また、判決を含め予定時間が遅れることは、被告人に付き添っている拘置所の刑務官などにも迷惑をかけることにもなるので、余裕を持ってやる必要がある。

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」  
(時間の関係上、次回に行うこととした。)

テーマ3「日本司法支援センター千葉地方事務所の運営状況等について」

#### 1 日本司法支援センターと「司法制度改革」

国民の司法に対する意見をどう反映していくのか、これが今回の司法制度改革の大きな理念であるが、その一環として法テラスができたものである。法テラスは、総合法律支援法に基づく独立行政法人の枠組みに準じた制度である。お配りしたパンフレットの冒頭に「総合法律支援法のあらまし」とあり、同法第2条基本理念として「総合法律支援の実施及び体制整備は、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して行われるものとする。」と規定されている。21世紀を迎え、国民の間にある様々な要因があるが、非常に複雑かつ多岐にわたっているというのが実感であり、恐らく委員の皆様も世の中が複雑になったという思いをお持ちの方がいらっしゃるのではないかと。法による紛争解決のための情報提供やサービスをいち早く国民に届けるということが我々の役割である。法テラスは、昨年4月10日に設立され、開始が今年の10月2日である。業務開始からちょうど1年であるが、マスコミ等からも1年たったので、順調にやっているかとの問い合わせを受け、特集記事なども出ている。あるいは、商工会議所の会報にも掲載され、少しずつ社会的にも認知されているところでもある。

事務所は、千葉市内にある「Qボール」の2階にあり、8月の末に仮事務所から移転してきたものである。松戸では、松戸商工会議所会館内に会議所の御協力を得て、事務所を置かせていただいている。スタッフは、職員が約10名プラスアルファであり、そのほかに情報提供職員が七、八名くらいいる。少ない職員で大きな仕事ができるのも関係機関、団体の協力があるからであり、協力があるからこそ法テラスの初期の目的を達成することができるものである。そういった自覚を持ちながら、可愛がっていただけるような法テラスにするよう職員に対しても指導しているところである。

司法制度改革の中の位置付けについては、先程若干申し上げたが、三つの理想があり、色々な評価があるが、総じて言えば国民の期待に応える司法制度、二割司法とか三割司法とか、どこに行ったらいいかわからない、暴力団の付け入る隙も出てくるといふ指摘がされて久しいわけであるが、国民の人権擁護、生活擁護のために役立つ司法制度というものは長年の課題であるが、その目的、さらには、司法制度を支える法曹のあり方についても大胆な改革が求められるということで、例えば、法科大学院(ロースクール)も理想と現実とは乖離があるので、これもまた検証し

つつ、方向付けとしては、正しいと思われるので、国民の非難を受けながらそういう議論も出ているところである。さらに、国民基盤の確立、国民の司法参加であるが、これは、地裁委員会もそうであるが、裁判員制度は、直接的な国民の司法参加の流れの中で出てきたものである。また、法テラスも三つの柱の中での国民の期待に応える司法制度という観点から頑張っていかなければならないと考えている。

## 2 法テラス千葉の主な業務と課題

大きく分けて四つある。一つ目は、情報提供業務であり、二つ目は、民事法律扶助業務、三つ目は、犯罪被害者支援業務、四つ目は、国選弁護関連業務であり、さらには、司法過疎対策であるが、当事務所の場合は、千葉県は、交通の便も比較的良好、弁護士会や司法書士会の努力の中でほかから見れば司法過疎地区が少なくなっているということもあることから、四つの業務に重点を置いているものである。

情報提供業務であるが、法律紛争に巻き込まれたときに、どこに相談したらよいかわからない、弁護士会、司法書士会、消費者センター、犯罪被害者センター、裁判所の窓口にしても、あるいは、地方自治体の相談窓口にしてもボランティア的な観点からして、様々やってきているものと思われるが、それでもなお法律相談を求めている市民の声が増えているのではないかということから、最も適切な法制度の簡単な紹介、どこに行ったらいいのかということについて、道案内をやる必要があるのではないかということから設けられたものである。当初は、「情報提供業務」という言葉に馴染みがなかったことから、法テラスに行けばたくさん弁護士がいて、法律相談をやってもらえと思われた方々もいたが、そうではないということを御理解いただきながら、情報提供を進めてきたものである。千葉の受付件数は、この一年間で7,000件を超えた。また、東京の中野坂上にある本部のコールセンターで受け付けた千葉の関係者の件数は、8,823件である。千葉の受付件数は、全国的に見ても非常に多く、神奈川に準ずる件数である。どのような内容の問い合わせが多いかということ、借金関係が一番多く、次に家族問題、住まい、事故・損害賠償、職場関係の順になっている。この傾向は、全国的な傾向とほぼ同じである。情報提供を求めてきた方々を適切に導く受け皿としては、裁判費用、弁護士費用を払えない方については法律扶助業務の方に回し扶助決定をする。弁護士会の法律相談、あるいは、弁護士紹介に回すことも多い。サラ金問題については、司法書士会の方にも回し、消費者センターや地方自治体の窓口にも案内し、また、家裁の調停であるということがはっきりしている場合は、家裁の調停窓口を紹介するケースも多い。情報提供を受けた方々が満足したかどうかについて検証することはこれからの課題であるが、問題は、紹介した先、受け皿としての解決機関がどれだけ力を注いでいただいているのかということであり、法テラスと弁護士会、消費者センター、そのほかの団体との協力関係、信頼関係をどう構築できるかということも課題である。

次に民事法律扶助業務であるが、我々の業務の中でかなり大きなウエイトを占めているものである。この業務は、扶助相談、代理援助、書類作成援助、費用等については立替であり、財団法人法律扶助協会が長年やってきたことであるが、国が補助金という形で財政的にも支えていたわけであるが、限界があった。今回は、国の

責務において、法律扶助を要する方々について必要な経費を予算化するという制度になってきたので、そういう意味で、財政的には改善されている。仕組みとしては、立替制度が原則であり、解決したら償還していただくという制度であるが、以前に比べ倍くらい処理できるようになった。今年の11月からは、資金がない方が泣き寝入りをしないようにさらに門戸を開こうということで、弁護士会の協力を得て、週五日間の午後一杯弁護士が事務所に待機して、相談を受けるという体制にしたものである。また、法律支援として、少年の付き添いや生活保護申請といったものにも弁護士が付いていくということも法テラスで紹介しながら、資金援助も一部させていただくということもやっている。門戸は広がるが、職員は増えないというのが我々執行部の悩みの一つであるが、それに恐れず前向きに進んでいきたいと考えている。

三番目の犯罪被害者支援業務であるが、これも情報提供業務であり、犯罪被害者の方々は、特殊な立場におられ、どこに相談したらよいかということ自体に非常に悩まれている。精神的にも苦勞されている方々がたくさんおられる。犯罪被害者の立場の変化として、従来は、国の制度として給付金制度というものがあつたが、これはお見舞いということであつた。これを権利保障として抜本的な理念の転換を含め、様々な論議を起こしながら社会的にも改善の方向に進みつつある。この業務で重要なポイントは、精通弁護士の紹介であり、弁護士会でもそういう弁護士を育てることを努力しているが、本年6月以降数字となって表れてきており、さらに数字を増やすよう努力していきたい。

最後に国選弁護関連業務については、法テラス開設以来、担当副所長も苦勞しているところであるが、基本的な用語として、国選弁護というのは、弁護活動の自主性、独立性が非常に高く、裁判員制度との関係でいろいろと議論を呼んでいるものである。法テラスとしては、選任のための指名、通知業務、つまり、事件が起こり被疑者に対し弁護人を直ちに付けなければならない、従来は、被疑者については国選弁護人を付けるということはなかつたものであるが、ようやく重大事件から被疑者国選弁護人制度が定着しつつある。さらに、2009年には、弁護人が付く事件については、基本的に被疑者に国選弁護人が付くことができるようになるということである。こういった流れの中で、弁護人の自主性、独立性を損なわないようにしっかりと自主規制をしながら円滑な業務の遂行に努力したいと考えている。

この国の司法制度全体の前進の中に、法テラスを位置付けて頑張っていきたい。こういった機会も含めて皆様の御理解をいただければ大変ありがたいと思う。

従前は、逮捕され勾留されている段階の被疑者については、国選弁護人を付けることはできなかったわけであるが、勾留の期間は短く、迅速に国選弁護人を付けなければいけないという事務処理上の要請があり、土日も含めて裁判所からこういう被疑者について弁護人を付けてほしいという依頼があり、数時間以内、遅くても24時間以内には裁判所に対し、こういう弁護士を弁護人に付けてくださいという通知をすることになっている。また、起訴された被告人に対するものについても同様の通知をしており、要するに国選弁護業務というものは、裁判所から国選弁護人を推薦してほしいという依頼があつたら、それに応じて推薦をして付けてもらうとい

うものであり、次に、国選弁護を終えた弁護士に報酬を支払うという業務の二本立てとなっている。国選弁護の受理件数は、全国的に見ても千葉は多く、東京、大阪、名古屋、福岡、横浜に次ぐ多さであり、地方裁判所のレベルで見ても全国で四番目という多さである。裁判員制度が始まって、ほとんどの事件を国選弁護人を付けるということになると件数が大幅に増加することになり、量的にも質的にも裁判員裁判を担当できる弁護士を確保しなければならないという難題を抱えている。見通しを立てながら検討しているものであるが、法テラスは、弁護士との間で契約を結んで国選弁護やってもらっており、契約をしていただけるかどうかは弁護士の自由である。最終的には、弁護士会、あるいは、会員の弁護士の協力を待つしかない。このような状況ではあるが、一年間何とか乗り切ることができたが、月300件のペースであった。刑事裁判手続を見ていただくとわかるが、弁護人がいかに重要な役割を果たしているかがわかると思うが、その供給源となっているのが法テラスである。

質問等はあるか。

千葉県弁護士会には、何人の弁護士がいるのか。

約380人である。契約をしている弁護士は、約210人で、そのうち被疑者国選弁護をやってもらっている弁護士は、約130人である。

法テラスは、法務省の傘下であり、独立行政法人であるが、独立して弁護できるとかという疑問を持つ弁護士も相当多くいると聞いているが、実際は、法テラス千葉の所長の話にもあったように、独立して行われているものである。

国選弁護の報酬は安い。私も裁判員模擬裁判の弁護人役をやったことがあるが、その数か月前から準備をすることになる。直前の2週間くらいは、ほかの仕事はできない状況であった。制度が始まると模擬と違い台本、シナリオはなくもっと大変になる。それをやって3日間の業務でいくらかの報酬になるのか。労力と報酬との関係を克服しなければいけない問題である。最終的には、弁護士業務について国民がどれだけ理解をしてくれるかにかかっているものである。予算で決まっているものであり、簡単に増やすわけにもいかない。裁判員裁判を通じて弁護士業務の本質を理解していただければと思う。

報酬は全体的に安いと思われる弁護士は多いのではないかと思う。予算もイギリスなどと比較してもかなり少ない。

日本では、国選弁護活動を中心にやって事務所経営が成り立つということはない。刑事事件は、一つの使命であり、手弁当でも何でもやるという気持ちが一つの伝統でもある。それが脈々と流れていることを前提として、質のよい弁護活動をするために御協力と御理解をお願いしたいということである。

裁判員裁判を1件担当するとなると、民事事件はできなくなると思われる。民事事件をほおっておくわけにはいかないから、仲間の弁護士にやってもらわなければならないとなり、共同事務所にするなど構造的にも変えていかなければならないという問題もある。

業務開始からようやく1年が経ち、いろいろなところから声を掛けていただき、

機関誌に載せていただくなど少しずつ増えてきている。国民の御理解がなければ発展することはできない。

私は、国選弁護契約はしていないが、先程、法テラス千葉の所長は、手弁当でということ saying していたが、今は、手弁当で食える時代ではない。契約しない弁護士の理由として、先程、委員長が言っていた法テラスは法務省の管轄下にあるというイデオロギー的な背景と低額な費用で負担となる裁判員裁判までやらなくてはならない国選弁護人に何故契約するのかという二つの理由があるが、どちらの理由で契約しない弁護士が多いのか。

そこまで分析していないからわからない。きっと両方だと思われる。

いろいろな意味で、お金の問題というものがかなりあると思われるし、こういう形でもっと公開することで、弁護士が裁判をいろいろやっていることに対する理解も全国に広がっていくと思う。今日は、そういう意味では、議論のスタートラインに立ったということで受け止めていただければと思う。

(裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第2回)の概要について)

委員長から、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第2回)の概要について説明を行った。

以 上

(別紙4)

(5) 意見交換テーマ

( :委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

次回であるが、今日は、迅速化法について話をしたので、民事事件について話をすることも考えられるし、もう一つは、ドメスティックバイオレンスの実情はどうかということ、裁判所がそれに対してどうしていかなければならないかということ、あるいは、行政の人をお呼びして、ドメスティックバイオレンスについてどう対応していくかということをやってみてはどうかと思う。また、司法制度改革関連で司法試験合格者3000人構想というものがあり、中国弁護士会などは、人数を減らすべきではないかという話もある。法曹人口は、国民のニーズに合ったものであれば何人くらい必要なのか、どういう問題が千葉では生じてきているか弁護士会から御説明いただく機会を設けてもよいのではないかと思う。

それをテーマにして何になるのか。こちらで何か決めて、そのとおりになるのか。ぜんぜん意味がないのではないか。

法的なものを議事録に出すのだから、そうすればこういうところが課題になっているなということがわかり、国民の視点から言われていることがわかるものである。

何かやっていることはわかるかもしれないが、この委員会で何を決めたかという目的とか機能とかはどうなるのか。

こういうものについて、どうなっているかという現実とどんな問題点があって、どのようになってきているかということ、法曹は、どのように対応していくべきなのか、今話したが、もっと弁護士を増やした方がいい、いや、あまり増やすと乱訴の世界になってしまうということが正にもう一度世の中で議論されようとしていることから意味があると思う。

テーマの決定権は、誰にあるのか。

委員会である。

そういうテーマは相応しくない。

千葉の弁護士会の状況ということになるので、弁護士会がどう考えるかということになる。

全国規模の問題であって、千葉地方裁判所のオリジナルの問題にしないと意味がないのではないか。

千葉の弁護士会の現況がどうであるか、どのような問題を抱えてきているかということも議論できるかもしれない。これは、一つのアイデアであり、最終決定ではない。そういうことも考えられるのではないかということであるが、今回は、DV防止法ということで、千葉の実情を御説明し、御意見を伺いたいと思う。模擬裁判についてと、裁判員制度の広報について、これらは二大テーマであるが、それ以外にDV防止法の観点についてもテーマとしたいがいかがか。

反対である。

賛成の方は挙手願う。

その前に、終わる時間がわからない。できたら、開催時間と終わりの予定時間をお知らせいただきたい。

配慮する。

委員長は誰が相応しいかということも含めて、この委員会のあり方、機能をみんなでも考え直す必要があると思う。この委員会ができてから、この5年間でどれだけ委員長が交代しているか。転勤もあり、継続性がない。ある程度裁判所の運営に関知している転勤のない弁護士の私が相応しいと思うが。

次回委員長を選ぶ段階で立候補されるかどうかということで皆さんの御意見を伺うこととしたい。二大テーマのほかに、DV防止法の観点についてもテーマとすることに賛成の方は挙手願いたい。

(賛成9, 反対1, 棄権1)

賛成多数ということで、今回はDV防止法の観点についてもテーマとすることとしたい。

委員会の議事録をホームページで公開すると案内されているが、今日が19回であり、6回までは公開されているが、7回以降は、何か事情があって載せないことにしたのか。

現在作成中であり、公開が遅くなっていることをお詫びする。

16回、17回、18回についても掲載するのか。

掲載しない。

それは委員会ではないのか。

委員会であるが、いろいろな意見をそこで言っただけということだけで、この本日のような委員会を充実させるために、そこでお話しをしてもらっているものである。

それでは委員会ではないのではないかと。16、17、18回の案内はきていないが。私は欠席したことになるでしょう。

模擬裁判を傍聴していただき、昼食会を行いながらそこで意見や感想を伺うというのが趣旨である。

それが16、17、18回の委員会だということでしょう。

そうである。

私は欠席した覚えはない。案内がきていないのだから。それが委員会だということであれば、ホームページに載せるべきでしょう。

載せることは可能であるが、意見を聞いたという内容になる。

以上